

「主権者としての力」の基礎を培う小学校における主権者教育 —— 道徳科「ぶらんこ復活」の実践を通して

今村信哉（共栄大学）

1 はじめに

「平和で民主的な国家及び社会」を形成するのは「主権者」である国民である。「主権者教育」は教育基本法の目的そのものであると言っても過言ではない。そのような教育は教育課程全体、そして、義務教育から取り組むべきものであると考えるが、きっかけが選挙権年齢を18歳以上に引き下げることであった為、実践は18歳が在学する高校で多く行われるようになった。その内容も「模擬選挙」のように「選挙」を題材とするものが多く、実施教科も「社会」、「公民」が大半である。

確かに社会や公民で得た知識や理解は重要である。選挙を含む国会の仕組みや憲法等の理解が無ければ主権者としての権利を行使することはできない。しかし、「主権者教育」は知識や理解のみで成立するわけではない。投票行動に結びつくためには、生活を改善しようと一歩踏み出す関心や意欲、態度が極めて重要になってくると考える。その部分を教育課程上で担うことができるのが「道徳」であり、「特別活動」である。本発表では、小学校段階での「主権者教育」について「道徳科」での実践を通じて考察する。考える道徳・議論する道徳として子供たちの心を主権者として育てていく具体的な方策も含めて述べていきたい。

2 発表の内容

(1) 「道徳」から「道徳科」への転換

「道徳」が「特別の教科 道徳」となり、内容項目も変わった。特筆すべきは中高学年の内容項目C-主として集団や社会との関わりに関することの「12 規則の尊重」に「意義を理解し」という文言が入ったということである。「きまりは守るべきもの」で考える余地がない状態から、「きまりの意義」を考え、そこから守る必要性等を認識するに大きく変化したのである。

(2) 「ぶらんこ復活」（わたしたちの道徳3・4年生 文部科学省）による主権者教育

そこで道徳資料「ぶらんこ復活」を使い、「生活改善の為に自分たちにできることを実行する」「自分たちできまりを作る」という観点で授業実践を行った。

「ぶらんこ復活」

恵さんの学校では、ぶらんこでけがをする人が多く、先月から使用禁止になってしまいました。ぶらんこ遊びが大好きな恵さんは、遊べなくなってしまったのでとてもこまりました。「校長先生、また、ぶらんこで遊びたいです。」恵さんは、思い切って校長先生にお願いしてみました。

校長先生はぶらんこの周りにさくを作りましたが、まだ、心配です。校長先生は、こう言いました。「ぶらんこを復活させるには、けががないように使うためのルールが必要です。みんなも一緒に考えてくれませんか。」そこで児童会の代表委員にも、どうすれば、けがをしないで使えるかを考えてもらうことにしました。

代表委員は、ぶらんこを復活させるために話し合いました。

「待っているときは、さくの外にしようね。」

「こみ合う休み時間は、低学年の人が先に使えるようにしましょうよ。」

「ぶらんこをしている人がおりてから、次の人がさくの中に入るようにしましょう」

今では、みんながきまりを守り、楽しく安全にぶらんこで遊んでいます。

3 おわりに

この授業の当初の計画は「きまりを作ってみる」という体験的、問題解決的な学習を通して、主権者として法の価値を学ぶようにしていたが、埼玉弁護士会の水谷亜弓弁護士の指摘により、主人公恵の行動にも焦点を当てた授業となった。弁護士の見方が授業を変えた実践である。